○総務省告示第百七十八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を次のように定める。

なお、令和六年総務省告示第百六十六号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）は、令和七年六月二十日限り廃止する。

令和七年五月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

周波数の範囲（注１）	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射電力（注２）	備　　考
72.54MHzから72.66MHzまで	東北総合通信局管内	令和８年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
73.55MHzから73.65MHzまで	東北総合通信局管内	令和８年６月30日まで	10W以下	
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	10W以下	
73.55MHzから73.75MHzまで	信越総合通信局管内	令和８年６月30日まで	10W以下	
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	10W以下	
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	10W以下	
142.48MHzから142.58MHzまで	信越総合通信局管内	令和12年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は、５W以下に限る。
143MHzから143.21MHzまで	北海道総合通信局管内	令和９年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	令和12年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 福島県の区域を除く。
	信越総合通信局管内	令和12年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は、５W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	令和９年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	令和11年６月30日まで	50W以下	陸上及びその上空での使用に限る。 静岡県の区域を除く。 空中線電力は、１W以下に限る（上空での使用の場合に限る。）。
	近畿総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	令和11年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
146.48MHzから146.58MHzまで	信越総合通信局管内	令和12年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は、５W以下に限る。
147MHzから147.21MHzまで	北海道総合通信局管内	令和11年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	令和12年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 福島県の区域を除く。
	信越総合通信局管内	令和12年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は、５W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	令和９年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	令和12年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 静岡県の区域を除く。
	近畿総合通信局管内	令和９年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	令和11年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
147.82MHzから147.86MHzまで	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。 福岡県の区域を除く。
161.2MHzから161.275MHzまで	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
342.16875MHzから342.20225MHzまで	東北総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHzから358.70225MHzまでの周波数の範囲と対とする。 青森県及び秋田県の区域を除く。
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHzから358.70225MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHzから358.70225MHzまでの周波数の範囲と対とする。
358.66875MHzから358.70225MHzまで	東北総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、342.16875MHzから342.20225MHzまでの周波数の範囲と対とする。 青森県及び秋田県の区域を除く。
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、342.16875MHzから342.20225MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、342.16875MHzから342.20225MHzまでの周波数の範囲と対とする。